

コナミ株式会社に対する警告等について

平成15年4月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、コナミ株式会社（以下「コナミ」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、コナミに対し、同法第19条（不正な取引方法第2項〔その他の取引拒絶〕に該当）の規定に違反するおそれがあるものとして、次のとおり警告等を行った。

1 関係人

名 称	コナミ株式会社
所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
代 表 者	代表取締役 上月 景正
事業の概要	家庭用ゲームソフトの制作、販売ほか

2 違反被疑行為の概要（別紙参照）

コナミは、社団法人日本野球機構（以下「野球機構」という。）が管理するプロ野球12球団の球団名、選手名、球団マーク等に係る知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）について、野球機構との間で、平成12年4月1日から3年間を期間として、プロ野球ゲームソフトへの独占的使用許諾契約を締結し、その際、本件知的財産権を特段の合理的な理由がない限り、コナミ以外の家庭用ゲームソフトメーカー（以下「ソフトメーカー」という。）に再許諾することとしていたにもかかわらず、ソフトメーカーとの再許諾契約の締結に関し、一部のソフトメーカーとの再許諾契約の締結を遅延させ、又は、いわゆる肖像権問題を理由として再許諾契約の締結の申請を受け付けないことによって、これら一部のソフトメーカーによるプロ野球ゲームソフトの新製品の発売を遅延させ、又は断念させた疑いのある行為が認められた。

3 警告の概要

コナミは、今後、前記2のような行為を行わないこと。

4 野球機構に対する要請

野球機構は、本件知的財産権について、コナミとの間で、プロ野球ゲームソフトへの独占的使用許諾契約を締結した際、プロ野球ゲームソフトを制作、販売するには本件知的財産権を使用することが不可欠となっていることから、本件知的財産権を、特段の合理的な理由がない限り、コナミがコナミ以外のソフトメーカーに再許諾することとしていたにもかかわらず、そのために必要な措置が十分採られておらず、また、コナミによる前記2の行為を看過していたことが認められた。

当委員会は、野球機構がプロ野球12球団から本件知的財産権の管理を委任され、本件知的財産権の使用を許諾してきていることにかんがみ、野球機構に対し、今後、本件知的財産権の使用を許諾する際は、独占禁止法に十分留意するよう要請した。

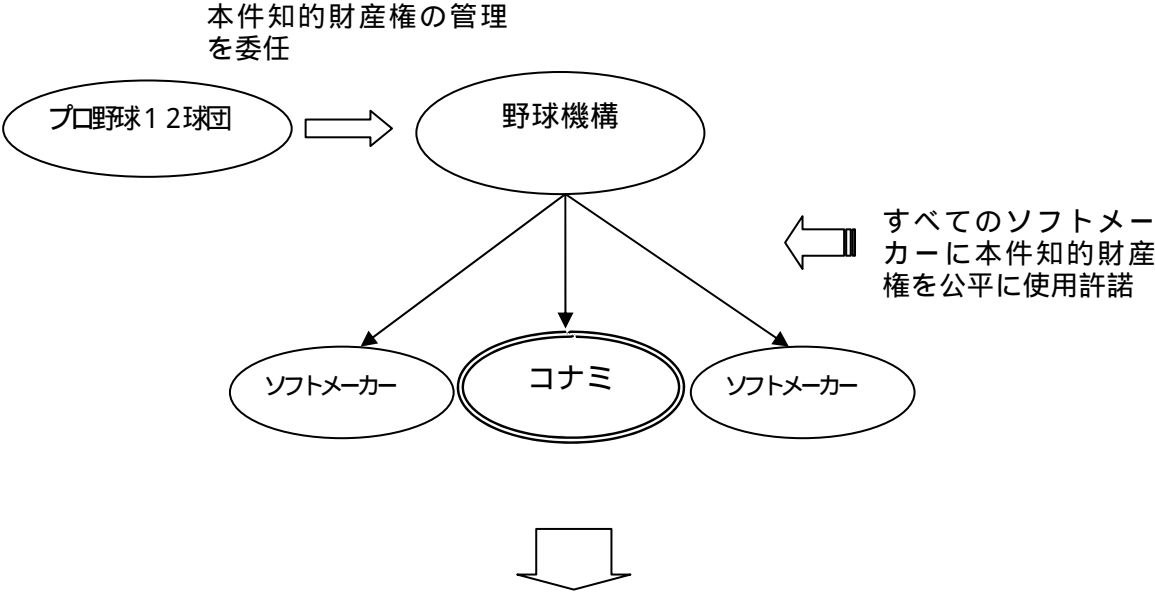
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査

電話 03-3581-4960（直通）

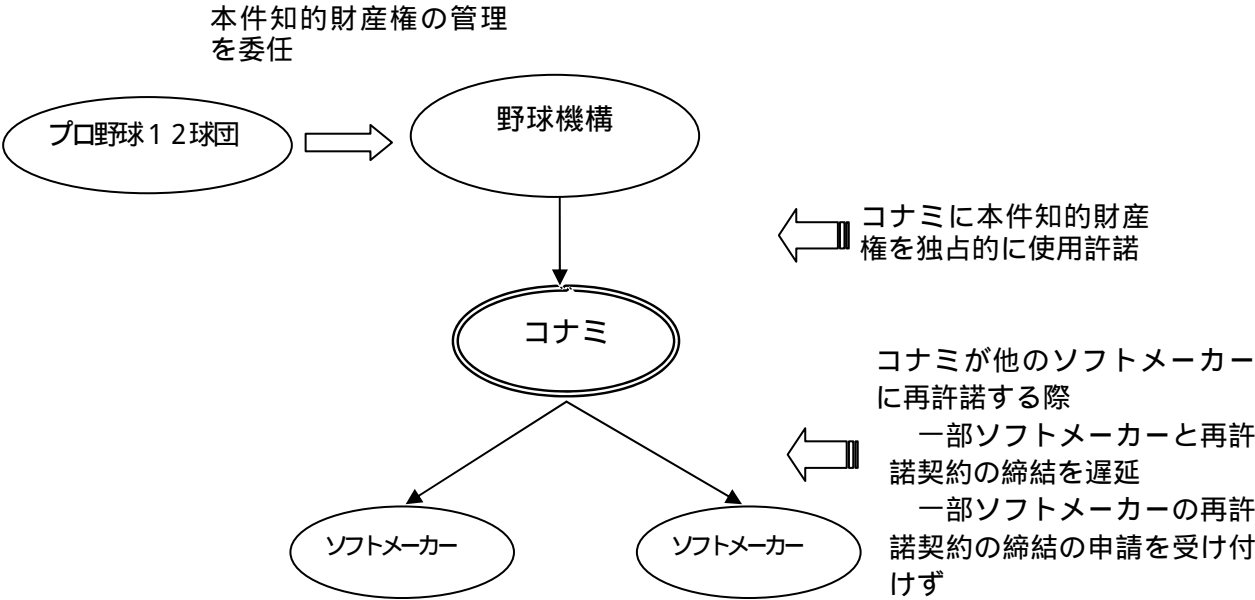
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

違反被疑行為の概要

平成12年3月31日以前



平成12年4月1日以降



参 考

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

〔定義〕

第二条

- 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

不公正な取引方法（抄） （昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

（その他の取引拒絶）

- 2 不当に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。